



埼玉県報

第47号
令和元年(2019年)
10月15日
火曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県心身障害者扶養共済制度条例及び埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（障害者福祉推進課）
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例のあらまし（建築安全課）
- 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例のあらまし（運転免許課）

条例

- 埼玉県心身障害者扶養共済制度条例及び埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例（障害者福祉推進課）
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（建築安全課）
- 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（運転免許課）

告示

- 令和元年度准看護師試験の実施（保健医療政策課）
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 県立特別支援学校埴保己一学園及び県立上尾特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示（特別支援教育課）
- 県立熊谷特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する契約の相手方等の公示（特別支援教育課）
- 県立大宮北特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示（特別支援教育課）
- 県立越谷西特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示（特別支援教育課）
- 県立所沢おおぞら特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示（特別支援教育課）
- 県道中井松伏線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道越谷流山線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 公告対象区域内の建築物に係る認定の取消し（川越建築安全センター）
- 建築基準法に基づく一団地等の建築物の認定（川越建築安全センター）

令和元年(2019年)10月15日

- 建築基準法に基づく一団地等の建築物の認定（川越建築安全センター）
- 埼玉県立小児医療センターの駐車場料金収納事務委託（経営管理課）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例及び埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十号）（障害者福祉推進課）

一 趣旨

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行を踏まえ、成年被後見人等に係る欠格条項を見直すとともに、規定の整備をするための改正

二 内容

- (一) 埼玉県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正
 - ア 人権尊重の観点からの見直し
 - イ 破産法の規定に合わせた規定の整備
- (二) 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正
 - 人権尊重の観点からの見直し

三 施行期日

令和元年十二月十四日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十一号）（建築安全課）

一 趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、申請手数料の規定の整備をするための改正

二 内容

法改正により創設された複数棟の認定に係る申請手数料の規定の整備

三 施行期日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十二号）（運転免許課）

一 趣旨

道路交通法等の一部改正に伴い、運転免許証再交付手数料等の額の改定等をするための改正

二 内容

道路交通法等の一部改正に伴う手数料の改定

（例）運転免許証再交付手数料

（第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証）

（現行）三千五百円 ↓ （改正後）二千二百五十円

三 施行期日

令和元年十二月一日から施行する。

条 例

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例及び埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十号

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例及び埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例

(埼玉県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第一条 埼玉県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年埼玉県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項各号を次のように改める。

- 一 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正)

第二条 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号を次のように改める。

- 二 精神の機能の障害によりふぐの調理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十一号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。
別表都市整備部の項第百十八号中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同項第百二十号中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、「金額」の下に「。ただし、新たに追加される建築物については、第百十八号金額の欄に定める額とする。」を加える。

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第四号)の施行の日から施行する。

条 例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十二号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例
埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第七号の表第四号イ(2)を次のように改める。

- (2) 同法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

千九百円（道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八百円）

別表第七号の表第四号ロ(2)及びハ(2)を次のように改める。

- (2) 同法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

千九百円（同令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八百円）

別表第七号の表第四号ニ(1)を次のように改める。

- (1) 同法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合

千九百円（同令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八百円）

別表第七号の表第四号ホ(2)を次のように改める。

- (2) 同法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

千九百円（同令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八百円）

別表第七号の表第五号イを次のように改める。

- イ 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証

(1) (2)に掲げるもの以外のもの

二千五十円（同法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る運転免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る運転免許証の交付に代える場合にあつては、二千五十円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載することに二百円を加えた額）

(2) 道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、同法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに係るもの

千七百円（同法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る運転免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る運転免許証の交付に代える場合にあつては、千七百円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載することに二百円を加えた額）

別表第七号の表第六号イ中「三千五百円」を「二千二百五十円」に改め、同表第十二号の三中「第四百四条の四第六項」の下に「（同法第一百五条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第十二号の四中「第四百四条の四第七項」の下に「（同法第一百五条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第十四号ル(3)中「（昭和三十五年政令第二百七十号）」を削る。

附 則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第五百五十七号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、
埼玉県准看護師試験を次のとおり行う。

令和元年十月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験の期日及び場所

| 試験期日 | 試験場所 |
|-------------|---------------------|
| 令和二年二月九日（日） | 獨協大学（埼玉県草加市学園町一番一号） |

二 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

三 受験資格

次のイからトまでのいずれかに該当する者

イ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（令和二年三月に修業する見込みの者を含む。）

ロ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和二年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ハ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和二年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ニ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和二年三月に修業する見込みの者を含む。）

ホ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和二年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ヘ 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に

相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣がハからホまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

ト 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、へに該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

四 受験手続

イ 提出書類

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十七條に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

六千九百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

令和元年十一月二十七日（水）から十二月十日（火）まで

埼玉県准看護師試験センター（柏郵便局私書箱五十号）宛の簡易書留によること。なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

五 合格発表の場所及び期間

イ 埼玉県

令和二年三月十日（火）午前十時から午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

令和二年三月十日（火）午前十時から四月九日（木）午後五時まで

告 示

埼玉県告示第五百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

令和元年十月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マミーマート上日出谷店

埼玉県桶川市上日出谷五十一街区二・三・四・五・八番地

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

の氏名

白子敏夫

埼玉県桶川市大字上日出谷九百三十五番地

長島操

埼玉県桶川市大字上日出谷九百十八番地五

江森誠一

埼玉県桶川市大字上日出谷九百十九番地三

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

令和元年七月三十一日

告 示

埼玉県告示第五百五十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立特別支援学校塙保己一学園及び埼玉県立上尾特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年8月27日

4 落札者の氏名及び住所

丸大観光株式会社 埼玉県入間市扇町屋4丁目1番35号

5 落札金額

345,510,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年7月9日

告 示

埼玉県告示第五百六十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立熊谷特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年 8 月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社協同バス 埼玉県行田市佐間 1 丁目20番36号
- 5 契約金額
803, 000, 000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 8 号に該当

告 示

埼玉県告示第五百六十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立大宮北特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年8月27日

4 落札者の氏名及び住所

関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区仲町2丁目3番19号

5 落札金額

378,400,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年7月9日

告 示

埼玉県告示第五百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立越谷西特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年8月27日

4 落札者の氏名及び住所

関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区仲町2丁目3番19号

5 落札金額

331,100,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年7月9日

告 示

埼玉県告示第五百六十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年8月27日

4 落札者の氏名及び住所

イーグルバス株式会社 埼玉県川越市中原町2丁目8番地2

5 落札金額

548,900,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年7月9日

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月十五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中井松伏線
- 三 道路の区域

| 新B | 旧新A | 旧新別 |
|--|--|-----------------|
| ら 北葛飾郡松伏町大字松伏字柳町一〇八八番一地先か 同町大字松伏字柳町九二七番一地先まで | ら 北葛飾郡松伏町大字松伏字柳町一〇八八番一地先か 同町大字松伏字柳町九二七番一地先まで | 区 間 |
| 一三・〇〇〇 四八・〇〇 | 一三・〇〇〇 三四・〇〇 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 三六〇・〇〇 | 三〇〇・〇〇 | 延長 (メートル) |
| | | 備 考 |

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月十五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|---|-------|-----------------|
| 越谷市東町三丁目一一八番一地从先から 同市東町三丁目一一八番一地从先まで | | 区 間 |
| 一七・一〇 | 一四・一〇 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 一・〇〇 | | (メートル) 延 長 |
| | | 備 考 |

告示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の五第二項の規定により同法第八十六条の二第一項の規定による認定を取り消したので、次のとおり公告する。

令和元年十月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 松井直行

| 認定取消番号 | 認定取消年月日 | 対象区域 | 既認定番号 | 既認定年月日 |
|--------|----------|--|-------|-------------|
| 第二号 | 令和元年十月八日 | 埼玉県和光市西大和団地二千六百六十六―二、一六、一二十五、一三十四、一三十六、一三十八、一三十九、二千六百六十六―二十四・一二十六の一部、五千九十二―五の一部、二千六百六十一―二十五、一二十七、四千八百七十五―二、四千九百四十一―二 （以下道路）四千八百二十三―十の一部、四千八百七十五―四、四千九百七十二―三、四千九百四十二―四、四千九百二十三―四、四千九百九百二十三―九、四千九百二十三―三、二千六百六十六―三、四千九百七十二―四 | 第二号 | 平成二十七年六月十九日 |

告示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第二項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

令和元年十月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 松井直行

| | | | |
|------|----------|--|---------------------|
| 認定番号 | 認定年月日 | 対象区域 | 公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所 |
| 第三号 | 令和元年十月八日 | 埼玉県和光市西大和団地二千六百六十六―二、―二十五、二千六百六十六―二十四・―二十六の一部、五千九十二―五の一部 | 埼玉県川越建築安全センター |

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第二項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

令和元年十月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

| | | | |
|---------|-----------------|---|---------------------------------------|
| 認 定 番 号 | 認 定 年 月 日 | 対 象 区 域 | 公 告 に 係 る 対 象 区 域 等 を 縦 覧 に 供 す る 場 所 |
| 第 四 号 | 令 和 元 年 十 月 八 日 | 埼 玉 県 和 光 市 西 大 和 団 地 二 千 六 百 六 十 六 一 六 の 一 部 、 二 千 六 百 六 十 六 一 三 十 六 、 二 千 六 百 六 十 一 二 十 五 、 二 千 六 百 六 十 一 二 十 七 | 埼 玉 県 川 越 建 築 安 全 セ ン タ ー |

告示

埼玉県病院事業告示第十七号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の料金のうち、駐車場料金の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

令和元年十月十五日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

| 施設の名称 | 受託者の住所、名称及び代表者氏名 | 委託期間 |
|--------------|--|-------------------------------|
| 埼玉県立小児医療センター | 埼玉県さいたま市西区大字西新井字堤崎前五百五番地百二十一 ビソー工業株式会社 代表取締役 戸張 四郎 | 令和元年十月一日 から令和四年九月 三十日まで |